

「藍川・育成型スポーツクラブ」規約

<前文>

部活動は、学校教育の一環として教育課程との関連を図るとともに、教育活動において重要な位置を占めている。生徒にとって部活動は、存在価値が大きく、自己有用感を感じる場であり、体力面だけでなく生徒の精神的成長への影響は非常に大きい。そういった考えに基づき、藍川中学校の部活動は実施されており、学校の教育活動の一つの場である。

また、近年、生徒や保護者の部活動への意欲も次第に高まり、素晴らしい成績をあげてきているという状況がある。

しかしながら、職員の諸事情により顧問二人が都合の悪い場合や、一か月の活動回数を原則以上に実施したい場合には、現在の顧問中心の部活動だけでは、対応ができない状況にある。そこで、生徒や保護者の希望に少しでも応えられるように、次のようなクラブを立ち上げての活動を認めることとする。

第一章 名 称

- 1 「藍川・育成型スポーツクラブ」と称する

第二章 目 的

- 1 「藍川・育成型スポーツクラブ」とは、土日祝祭日に、部活動の活動規約の練習時間以上に練習を実施したい場合や、平日の放課後部活動の練習時間以上に練習を実施したい場合、各保護者会の希望に基づき、その責任のもとにクラブを立ち上げ、運営していくもので、校長が認めたものである。
- 2 クラブの実施・運営にあたっては、学校の指示に従い、藍川中学校部活動規約の目的などを十分踏まえる。

第三章 クラブの設立

- 1 各部活動の保護者全員が了承してクラブを立ち上げること。練習の実施においても保護者全員が了承していること。
- 2 クラブ設立にあたり、その規約を作成すること。

第四章 コーチ（指導者）

- 1 保護者会で、コーチを選出する。コーチは、部活動社会人コーチ（市委嘱コーチ及び学校長委嘱コーチ）と兼ねることができる。
- 2 部活動社会人コーチ以外の者をコーチとする場合は、スポーツ安全保険にクラブ費で加入する。

第五章 活動の条件

- 1 クラブで活動する場合は、藍川中学校部活動規約にある「平日の放課後の部活動終了以降19：00まで」に限る。また、部活不可の日は原則活動しないが、校長から許可を得た場合に限り実施を可とする。
- 2 全部員・校長委嘱の指導者が、スポーツ安全保険に加入していること。クラブ活動中は、スポーツ振興センターの対象外となるので、練習中のけがはスポーツ安全保険で対応すること。

第六章 活動の監督と活動計画

- 1 コーチの指導を受け、責任者である保護者の監督のもとに活動する。
- 2 学校に、事前に月間練習計画を提出する。変更がある場合は、その都度連絡する。
- 3 けがや事故などの対応は、クラブ時間内においては、保護者の責任で行う。

第七章 活動場所

- 1 藍川中学校及び藍川中学校以外の体育施設など。

第八章 活動時間

- 1 藍川中学校体育館での活動は、土日祝祭日の昼間及び平日の部活動終了以降19:00までの時間帯に行う。
- 2 藍川中学校グラウンドでの活動は、一般開放をしている関係で、18:30までとする。
- 3 練習時間は、3時間程度とする。部活動とクラブを組み合わせ、一日練習をすることは、できるだけ避け、大会前など必要最小限にとどめる。一日練習する場合は、生徒の健康状態に充分配慮する。

第九章 クラブへの参加の方法

- 1 参加は、各生徒の諸事情を配慮し、強要することはない。
- 2 保護者が、生徒の送り迎えをすることを原則とする。
- 3 クラブ実施日における学校の部活動最終下校時刻よりも、クラブの終了が早い場合は、送り迎えの必要はない。

第十章 留意事項

- 1 対外練習に関しては、生徒、保護者の負担にならないよう配慮する。
- 2 活動費は、負担が大きくなる範囲で、クラブごとに保護者全員の承認のもとに決定する。